

亀岡市立病院照明LED化事業

回答書

令和8年5月29日

No.	該当資料名	頁等	質問事項	回答
1	仕様書	1 頁 1 (3)	<p>履行期限につきまして、令和8年12月31日までと記載がございますが、施工条件や現場状況等により、期限内での施工完了が難しくなる可能性がございます。</p> <p>その場合、履行期限の見直しや別途協議は可能でしょうか。</p> <p>また、現在一部メーカーにおいて製品供給の遅延が発生している状況に加え、院内の感染対策等により工事が一時的に中断となる可能性も想定されます。</p>	<p>受注者の責に帰さない事由により履行遅延が生じる場合は、別途協議とします。</p> <p>また、仕様書3-(1)のとおり、受注者は契約後速やかに工程表等の施工計画書を作成し、発注者と協議することとします。</p>
2	(別表) 審査項目		<p>最終行に企画提案評価 (93点+委員4人=372点) + 客観的評価280点、合計660点とありますが、93点の箇所は95点でよろしかったでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>以下が正しい内容となります。</p> <p>企画提案評価 (95点×委員4人=380点) + 客観的評価280点 = 合計660点</p>

# 亀岡市立病院照明LED化事業

## 回答書

令和8年5月29日

No.	該当資料名	頁等	質問事項	回答
3	仕様書	2 頁 2 (2) ① ④	<p>LEDランプ仕様について確認いたします。</p> <p>本仕様では、消費電力・全光束・重量・作動保証温度範囲が極めて限定的に規定されていますが、LED照明製品はメーカーごとに設計思想や構造が異なるため、これら数値には一定の差異が生じることが一般的です。</p> <p>特に、「低消費電力」「高光束」「軽量」「広い温度保証範囲」を同時に満足させる条件は市場流通製品において極めて限定的であり、結果として特定メーカー製品のみが適合可能となる仕様構成となっている懸念があります。</p> <p>また、重量上限や作動保証温度範囲（-20℃～+40℃）について、一般的な病院屋内環境における技術的必要性が不明確です。このため、本仕様は公平性・競争性を著しく阻害する恐れがあると考えます。</p> <p>つきましては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各条件を設定した技術的根拠をもとに、病院施設において当該条件を必須とする理由</li> <li>・同等品の選定可否、および同等品設定の可能性有無</li> <li>・市場流通品のうち適合可能なメーカー、メーカー数についてご教示ください。</li> </ul>	<p>当該仕様は、既設器具との整合性、病院施設における照度条件等を総合的に勘案して設定したものです。実施要領9-(1)-②のとおり、当該仕様の条件を満たすものでなくても、全体として仕様書に示す要求事項を上回る独自の提案も可能としています。</p> <p>また、同等品の選定につきましても、仕様書2-(3)-②のとおり可能としています。</p> <p>具体的なメーカーや製品名については、提案内容に関わる事項であるため回答は差し控えます。各提案者において創意工夫による提案を求めます。</p>

亀岡市立病院照明LED化事業

回答書

令和8年5月29日

No.	該当資料名	頁等	質問事項	回答
4	仕様書	1 頁 2 (1) ④	<p>LED照明機器に対し「CISPR 11・15・32すべてへの準拠」が要求されていますが、各規格は本来適用対象が異なるものと認識しております。</p> <p>一般照明用途のLED照明器具においては、通常は照明機器向け規格であるCISPR 15が適用され、CISPR 11（ISM機器向け）及びCISPR 32（マルチメディア機器向け）を一律に要求する技術的根拠は不明確です。</p> <p>また、本条件を満たす製品が極めて限定的であることから、結果として特定メーカー製品への誘導となり、公平性・競争性を欠く仕様条件となる懸念があります。</p> <p>つきましては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本要求仕様の技術的根拠</li> <li>・各規格を要求する具体的な必要性</li> <li>・想定している対象機器区分</li> </ul> <p>についてご教示ください。</p> <p>併せて、一般照明用途として必要十分なEMC要求事項へ見直す予定があるかご回答願います。</p>	<p>本仕様は、各規格に適合した製品の選定による、照明機器と医療用機器や電子カルテ等の院内設備との電磁干渉防止を目的に設定したものです。病院施設における器具選定のため、仕様変更の予定はありませんが、回答No.3のとおり、同等品の選定や独自提案を可能としています。</p>

亀岡市立病院照明LED化事業

回答書

令和8年5月29日

No.	該当資料名	頁等	質問事項	回答
5	仕様書		<p>当該仕様条件に適合する製品について確認したところ、実質的に特定メーカー製品に限定される状況となっています。</p> <p>しかしながら、当該メーカーは一般的な照明メーカーのように商社・販売代理店経由で広く流通販売を行っている形態ではなく、主として自社によるレンタル・サービス事業を中心とした供給形態であるため、第三者事業者が公平に製品調達を行うことが極めて困難な状況です。</p> <p>その結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製品調達可否</li> <li>・価格形成</li> <li>・納期確保</li> </ul> <p>について、特定事業者が著しく優位となる構造となっており、公平性・競争性・透明性の観点から大きな懸念があります。</p> <p>公共調達においては、特定事業者のみが実質的に参加可能となる仕様設定は避けるべきと考えますが、本仕様条件についてどのように公平性を担保されているのかご教示ください。</p> <p>また、同等性能を有する市場流通品による提案を可能とするなど、競争性を確保するための仕様見直し予定の有無についてもご回答願います。</p>	<p>本プロポーザルでは、回答No.3のとおり、同等品の選定や独自提案を可能としています。仕様変更の有無については回答No.4のとおりです。</p> <p>また、実施要領11のとおり、企画提案者が1者であった場合でも選定委員会にて審査・協議をし、契約候補者として適切か判断します。</p> <p>その他、（別表）審査項目では評価内容及び配点も公表しておりますので、製品仕様だけでなく全体として創意工夫のある提案を求めます。</p>